

別表1（第8関係）

1次検査の方法

種苗の種類	検査の種類	対象検疫有害動植物等	方法の詳細
1 草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	ふるい別検査	ヒメアカカツオブシムシ、ローデシアマメゾウムシ等の検疫有害動物	規程別表第1に掲げる数量についてふるい別すること。
	病徵・標徵検査	麦角、菌核、黒穂、ゴール等	ルーペを用いて病徵、標徵等の異常を識別すること。
2 果樹、森林植物、観賞用植物等の苗木類（部分、接穂等を含む。）	病徵・標徵検査	サビイロハマキ、かんきつそうか病菌等の検疫有害動植物	明るい場所又は照明下の検査台上で検疫有害動物の卵、幼虫、成虫等の有無、検疫有害植物の寄生による病徵、標徵等の異常、線虫の寄生による根腐れ、ゴール等の異常をルーペ、ピンセット等を用いて検査すること。
3 グラジオラス、すいせん、ダリア、チューリップ、ゆり、わけぎ等の球根類	"	キュウコンコナカイガラムシ、ゆり炭そ病菌等の検疫有害動植物	
4 キヤッサバ、さつまいも等の塊根、さといも、ばれいしょ、やまいも等の塊茎等のいも類	"	クシコメツキ、さつまいもつる割病菌等の検疫有害動植物	

(注) (1) この表に掲げる対象検疫有害動植物等のほか、特重要綱別表1に掲げる検疫有害動植物については、同要綱別表2に掲げる方法により検査を実施するものとする。

なお、検査技術の詳細は、「輸入種子検疫検査指標」として横浜植物防疫所長が定めるものとする。

(2) 1次検査において麦角又は菌核等の存在を認めた場合、2次検査の麦角、菌核検査を実施するものとするが、大粒種子（おおむねダイコン種子程度以上の大きさの種子）については、1次検査を実施する場所において20,000粒重のサンプルから麦角又は菌核の選出を実施し、選出した麦角又は菌核の秤量、同定等については2次検査を行う場所において実施することができるものとする。

(3) この表に掲げる検査のほか、容器包装についても綿密に検査するものとする。